令和８年度　第１回　清瀬市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時：令和８年８月１７日（月）午後１３時３０分より
開催場所：清瀬市役所　しあわせ未来センター2 階　ボールルーム

出席委員（１１名）：斉藤　まさひろ、松本　潤、やつだ　こうじ、穴見　れいな、
阿久津　七光、大塚　健司、松村　猛、村野　和美、竹村　眞智子、
上野　成子、仁平　義和

欠席委員（４名）　：畑　徹、宮本　兼吾、岩田　英明、松村　竹仁美

市側出席者　　：原田市長、今村副市長、髙見澤生涯健幸部長、藤村保険年金課長、
高橋徴収課長、西川健康推進課長、
保険年金課 岡里国保係長、國樹国保係主任
健康推進課　笠井主査

１．議題
（１）令和７年度　清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
（２）令和８年度　清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）（案）について
（３）清瀬市国民健康保険税の改定方針について

２．報告事項
（１）令和７年度　特定健康診査及び特定保健指導実施報告

○保険年金課長
それでは、定刻となりましたので、令和 8 年度第 1 回清瀬市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、原田市長からご挨拶を申し上げます。

○市長
皆さんこんにちは。清瀬市長の原田ひろみです。どうぞよろしくお願いいたします。
本日は本当にお忙しい中、この国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。また委員の皆様におかれましては、日頃より清瀬市の国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたりましてご理解やご協力いただいてることに感謝を申し上げます。
さて、国民健康保険事業を取り巻く環境ですが、平成 30 年度の国民健康保険制度改革によって、都

道府県と市区町村が共同保険者となりまして、安定した事業運営に努めてきておりますが、医療技術の高度化によって、被保険者 1 人当たりの医療費が伸びている一方で、被保険者数自体は減少してきているという状態が続いています。

また近年では、マイナ保険証を軸とした医療 DX の推進や、全世代型社会保障制度への改革など、医療保険制度全体で大きな環境変化が起きています。

本市におきましては、国民健康保険事業の財政運営は依然として非常に厳しい状態が続いていまして、毎年、一般会計から多額の法定外の繰り入れをしている状況です。国からは、遅くとも令和 18 年度保険税の賦課までには、都道府県単位で保険料水準も完全統一をするようにということが求められてきております。本当に今、この物価高騰の折、大変厳しいことだと私自身も受けとめているんですが、これをいかに実行していくのか、今年度は、国民健康保険税率の改定方針についても、諮問させていただきたいと思っております。

非常に難しい課題ではありますが、委員の皆様から幅広い視点からのご意見を賜って、ご審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

その他本日の国民健康保険運営協議会では、令和 7 年度、昨年度の決算と、令和 8 年度補正予算の案などの提案をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、改めて事務局より説明をいたしますので、委員の皆様には、活発なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課長

市長ありがとうございました。ここで、市長は他の公務の都合により、ご退席となりますので、ご了承いただければと思います。

（市長退席）

それでは議事に入る前に、連絡事項になりますが、議事録の作成のために、録音させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。また、本日、岩田委員、松村竹仁美委員、宮本委員、畑委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、これ以降の議事進行につきましては、斉藤会長にお願いをいたします。

○会長

それでは議事に入らせていただきます。初めに、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。やつだ委員、穴見委員お願いいたします。

それでは、議題１　令和７年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。初めに、事務局からの説明をお願いいたします。藤村保険年金課長。

○保険年金課長

はい。それでは、議題（１）令和７年度　清瀬市国民健康保険事業特別会計　歳入歳出決算についてご説明いたします。

国保運協資料１、令和７年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の７ページ、８ページをお開きください。令和７年度の決算額は、歳入が表の「収入済額」の一番下で 78 億 3,456 万 8,728 円、ページを１枚おめくりいただき、９ページ、１０ページで歳出が表の「支出済額」の一番下で 76 億 8,572 万 9,849 円で、歳入歳出差引額は 1 億 4,883 万 8,879 円となり、この決算残額は、別途ご説明申し上げます補正予算として令和８年度へ繰越す予定でございます。

それでは、歳入について、ご説明いたします。同じく資料１の１５ページをお開きください。款１「国民健康保険税」は、収入済額が 13 億 7,676 万円で、前年度に比べ、2,023 万円の減、率で 1.5%減少いたしました。これは、被保険者が 75 歳になり、後期高齢者医療制度へ移行した方が多くおり、国民健康保険の被保険者数が減少したことで、国民健康保険税の収入額が減少したものと捉えております。

国保運協資料２、令和７年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算資料の１０ページをお開きください。項番１０国民健康保険税の課税・収納状況は、５年間の推移でございます。上段が過年度を含む　現年度課税分で、下段が滞納繰越分、その下の最下段の全体は、現年度分と滞納繰越分との合計でございます。③の行は、現年度分の一人当たり調定額で、令和７年度は 99,946 円で、前年度に比べ、2,017 円、率で 2.06%の増となりました。⑩の行は、現年度分の一人当たり収納額で、令和７年度は、96,130 円で、前年度に比べ、2,198 円、率で 2.34%の増、また、その下の⑭の行の現年度分の収納率が、96.18%で、前年度に比べ、0.26pt の増と前年度を上回る状況となっています。

続きまして、１１ページをお開きください。項番１１国民健康保険税の減額・減額に要した財源の状況は、法定軽減と、その財源の推移でございます。（１）の表のうち、①「保険料軽減基準額の計」の行、こちらが、均等割７割・５割・２割の減額措置分に対する財源になります。こちらは、東京都が４分の３、清瀬市の一般会計が４分の１を負担しております。その下の行、②「保険者支援分の計」の行は、低所得者を多く抱えている自治体への財政支援分になります。こちらは、平成 27 年度より公費が拡大され、毎年継続的に 1,700 億円が投入されてきましたが、平成 30 年度の国保制度改革による都道府県単位化以降、3,400 億円の公費が毎年投入されております。真ん中より少し下の、（３）の表は、減額を受けている世帯や被保険者が、全体に占める割合の推移でございます。令和７年度につきましては、上の行、世帯数では 49.85%、下の行、被保険者数では 48.52%となっております。

続きまして、資料の１３ページ、項番１３　国民健康保険税所得階層別未納額階層表は、保険税の現年度分の課税額に関して、滞納している世帯の状況でございます。左の表、所得階層別では、上か

ら「所得金額等のないもの」から、所得階層ごとに区分し、滞納税額と世帯数を示したものでございます。こちらを、全世帯に占める割合で見ますと、割合が高いところで、「所得金額等のない」世帯数割合が、39.22%、次いで「100 万円を超え 150 万円以下」の世帯数割合が、10.17%、「150 万円を超え 200 万円以下」が、8.27%という状況でございます。また、右側の表は、滞納段階別の状況を示したものでございます。こちらは、税額が「５万円未満」の世帯数割合が、67.60%、次いで「５万円以上 10 万円未満」の世帯数割合が、16.31%という状況でございます。一方で、資料には記載はございませんが、全体の合計としましては、滞納世帯数割合が、令和６年度が 9.18%に対して、令和７年度が 9.31%となり、調停額に占める割合は、令和６年度が 3.79%に対して、令和７年度が 3.62%となっております。

国保運協資料２、１ページをお開きください。こちらは、国民健康保険の被保険者数年度別調べでございます。一番右の列、年間平均前年度増減では、令和３年度以降、国民健康保険被保険者数は減少している状況が続いており、令和７年度は、前年度に比べ 500 人の減となっております。１枚おめくりいただきまして、３ページの上段の表、被保険者数増減内訳でございます。上の段が、被保険者が増加した要因、下の段が、減少した要因でございます。「減少要因」中の「後期高齢者加入」の行を見ますと、７５歳に達して後期高齢者医療制度へ移行する方は多い傾向が続いております。これは、団塊世代が後期高齢者へ移行する期間となっており、令和７年度までに全ての団塊世代の方が後期高齢者となることから、この様な傾向となっております。このことが、国保の被保険者の減少の大きな要因となっております。

続きまして、国保運協資料１、決算書説明書にお戻りいただきまして、１７ページをお開きください。款３「国庫支出金」、項１「国庫補助金」、目１「災害時臨時特例補助金」、右側ページで「災害時臨時特例補助金」の決算額は 2 万 3 千円で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う特定被災区域から転入した被保険者に対する、保険税減免の費用等に対する財政支援などでございます。

ページを１枚おめくりいただき、１９ページ、款４「都支出金」、項１「都補助金」、目１「保険給付費等交付金」、節１「普通交付金」の決算額は、49 億 9,965 万円でございます。こちらは、療養給付費等保険給付費の支出分と同額が、東京都より交付されるもので、市が支出した保険給付費に対して、全額交付されるものでございます。その下、節２「特別交付金」の決算額は、1 億 9,648 万円でございます。内訳は、右側ページの、説明番号１保険者努力支援分として 2,647 万円、こちらは収納率や特定健診の受診率等を評価指標として交付される補助金でございます。説明番号２特別調整交付金分として 2,420 万円は、非自発的失業者に係る保険税軽減に要する費用等、保険者の責に帰すべきでない財政負担を補填する交付金でございます。説明番号３都繰入金（２号分）として 1 億 2,474 万円は、主に特定健康診査の受診率や国民健康保険税の収納率、レセプト点検等の成績分として交付されるものでございます。説明番号４特定健康診査等負担金として 2,105 万円は、特定健康診査と特定保健指導に係る経費に対して、国が定める基準単価の３分の２を、国と東京都が、それぞれ３分の１ずつ負担するものでございます。その下の、目２「都補助金」の決算額は 3,563 万円で、こちらは、

特定健康診査、特定保健指導の受診率や収納率等が 26 市平均を上回っている場合に、一定の係数を乗じた金額が交付される補助金でございます。その下、款６「繰入金」の決算額は、11 億 1,340 万円でございます。こちらは、国保運協資料２の１４ページをお開きください。一般会計等繰入金の状況でございます。こちらは決算数値をそのまま記載しておりますので、翌年度に一般会計へ繰り出した金額は控除されていないため、実質的な赤字規模とは異なります。令和７年度の決算額は、一般会計等繰入金として、前年度比 18.5%減の 6 億 6,201 万円でございます。

続きまして、１５ページ、をご覧ください。項番１５医療保険全体の状況でございます。真ん中の、（２）－１「一般会計からの繰入金の状況」の表におきまして、①に国保事業特別会計の基準内を含めた繰入状況を経年で記載してございます。また、アルファベットのＥの行が、赤字繰り入れといわれる「その他一般会計からの繰入金」です。一般会計からの繰入状況として、②に後期高齢者医療特別会計の状況を参考に記載してございます。いずれも翌年度における一般会計への繰出金を除いた数値としています。アルファベットのＥ「その他一般会計繰入金」は、令和７年度は 6 億 6,201 万円ですが、Ｆ「翌年度における一般会計への繰出金」1 億 2,086 万円を除くと、実質的な赤字繰り入れは、5 億 4,115 万円となります。その下、（２）－２において、令和７年度の国保の被保険者一人当たりの繰入額は、前年度に比べ、1 万 1,069 円減の 7 万 2,111 円となっております。歳入の説明は以上でございます。

次に歳出でございます。国保運協資料１決算書の２７ページをお開きください。款１「総務費」の決算額は、1 億 6,734 万円で、前年度に比べ、177 万円、率で 1.1%の増となっております。次に、２９ページをお開きください。款２「保険給付費」の決算額は、49 億 9,681 万円で、前年度に比べ、1 億 1,588 万円、率で 2.4%の増となりました。この内容につきましては、恐れ入りますが、横長の決算資料、国保運協資料２、４ページをお開きください。項番５療養給付費年度別調べの表は療養給付費の状況の５年間の推移で、表の下から２番目の行「１人当たり保険者負担額」ですが、令和７年度につきましては、307,980 円と前年度に比べ、率で 5.8%の増となりました。このことにより、被保険者数は減少しているものの、保険給付費全体としては増加する結果となっております。

続きまして、同じく４ページ、項番６高額療養費年度別調べの表は高額療養費の状況の５年間の推移でございます。件数の合計の行、令和７年度は前年度に比べ、3.8%の増、金額　の合計の行、令和７年度は前年度に比べ、6.7%の増となっています。その下の１件当たりの金額の合計の行をみますと、令和７年度は前年度に比べ、2.8%の増となっております。

続きまして、５ページをお開きください。診療費等の内容でございます。こちらの資料では、令和６年度と令和７年度の医科・調剤・歯科の件数や費用額等を記載しております。表中の下の方にある「差」というのが、令和７年度を前年度と比べたものになりますが、費用額をみますと、入院及び入院外の区分で増加し、調剤及び歯科の区分では減少しております。

次に、６ページの項番８　医療費分析は、全国、東京都、清瀬市の医療費の比較でございます。１人当たり医療費の推移をみますと、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより上昇傾向となってお

ります。なお、東京都と全国の 1 人当たり医療費ですが、東京都及び厚生労働省の公表資料を基に作成しておりますが、現時点でまだ令和６・７年度分が未公表であることから、空欄となっております。

次のページ、７ページでは、下段の（３）の表は、ジェネリック医薬品の使用率の推移でございます。令和８年３月では、数量シェアで 90.6％と、高い水準となっております。医療費適正化のため、引き続きジェネリック医薬品の使用率向上に努めてまいりたいと存じます。以上が、保険給付費の状況でございます。

国保運協資料１決算書にお戻りいただきまして、３３ページをお開きください。款３「国民健康保険事業費納付金」の決算額は、23 億 1,384 万円で、この事業費納付金は、都内全域の医療費等を東京都が試算し、そこから医療費等に係る交付金等を差し引いて、各市区町村の所得や被保険者数等で按分して負担額を決める制度でございます。

１枚おめくりいただきまして、３５ページ、款５「保健事業費」の決算額は、9,792 万で、前年度に比べ、96 万円の減、率で 1.0％の減となっております。事業内容は、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した健診である特定健康診査、特定保健指導に係る経費で、項２「特定健康診査等事業費」がその主な内容でございます。令和２年度にコロナ禍における受診控えの影響から受診率（45.6%）の低下に転じましたが、令和３年度以降は受診率 50％前後で推移しております。令和７年度は受診率 47.7％で受診者数は 5,010 人（5,010 人/10,502 人）となっております。受診率向上のために継続受診の勧奨案内や健診後のフォロー相談会の開催、健康情報冊子の配布などを行っており、今後も受診率向上に取り組んでまいります。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長

説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。

○Ａ委員

歳入歳出決算資料（国保運協資料―２）９ページの、宿泊施設利用補助が令和 7 年度が 10 件のみになっているがこれについて説明をお願いしたい。それから同資料８ページの疾病大分類について、清瀬市の上位 5 位疾病について調べていただき大変参考になるが、東京都とちょっと様相が違うと思うが、清瀬独特の原因がもしあるのであれば、どういった分析をなさっているのか教えていただきたい。

それから、加入者の減少が続いているんですけれども、これはほぼ予想通りの推移となっているのかということを教えていただきたいのと、法定外繰入を解消している自治体も今出てきておりますが、東大和ですとか八王子ですとかそういった自治体となっていると思いますけれども、そのあと、どのような動きになっているのか。値上げなどの予定がそのことで実際になくなっているのか、っていうところを教えていただきたいと思います。

○保険年金課長

それでは幾つかご質問いただきましたので順次お答え、答弁したいと思います。

まず決算資料9ページの、年度別の宿泊施設の利用補助につきまして、こちら令和6年度と比較しまして令和 7 年度は 10 件ということで大幅に減少しているんですけれども、こちらにつきましては令和 6 年度までは、対象施設としてシーサイドいずたがと立科山荘も対象になっていたんですけれども、令和 7 年度以降については、シーサイドいずたがのみの補助ということになっておりまして、その関係もあり、令和7年度は大幅に、利用者が減少しているというような状況となってございます。

清瀬市の特定疾病医療費の状況でございますが、こちらは清瀬市としての特徴といたしましては糖尿病患者が多いことであって、生活習慣病に係る医療費がかなり割合的に多いというような状況になっておりますので、こちらにつきましてはやはりそれを未然に防止するために特定健康診査等について力を入れていかなければならないというふうに考えてございます。

それから被保険者数の減少の状況につきまして、こちらについてはまず、我々市の方でも、国民健康保険の被保険者の減少ということは、ある程度見込んで予算を立てております。というのは減少傾向にある、大きな理由としましては、例えば後期高齢者への移行であったりとか、また被用者保険の適用範囲の拡大と、そういったことがありますので、我々の方でも、この国民健康保険の被保険者というのは減少傾向にあるということで、把握しております。こちらについては保険事業を運営していく上で大変重要なポイントでありますので、今後もそういった社会情勢等、注視しながら、適切に行って参りたいというふうに考えています。

それから、法定外繰り入れを既に 26 市の中で解消している、東大和市と八王子市の税率改定の状況についてなんですけれども、私の把握しているところで申しますと、まず東大和市については、こちらは法定外繰入を解消して以降については、子ども・子育て支援金分を除いてですけれども、特に税率改定を行っていないというふうに認識をしております。また八王子市についても、法定外繰入を既に解消している状況ではあるんですけれども、基本的にはその後、税率改定自体を行ってはいるんですけれども、ただ引き上げをするための税率改定ではなくてあくまで保険税収入で、東京都にお支払いする納付金を賄えるための税率ということで設定をするために改定をしてるというふうに認識しておりますので、そういった状況となってございます。

○A委員

施設利用補助について、シーサイドいずたがのみっていうところでこの結果が出てきている。立科山荘がなくなった影響っていうところなんですけれど、皆さんの需要があれば、他の施設に関しても、提供していくというような考えはあるのかどうか、教えていただきたい。

疾病大分類のところで悪性腫瘍の件などお答えいただいたんですけれども、特に気になったのが、精神及び行動の障害というところなんですが、これに関して、東京都にはなくて、清瀬市にはあるっ

ていう状況になっているんですけれども、何か注視して追っているようなものはあるんでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

加入者の減少についてはほぼ予想通りということですね。社会情勢は本当にこれから様々働き方も変わっていくと思いますので変化していくと思います。今の予想を超えてくることがあり得るのではないか、っていうところも懸念しているんですけれども、そこをしっかりと注視していくという考えでよろしいのかどうかもう一度お答えしていただきたいと思います。

○会長

保険年金課長。

○保険年金課長

保養施設の利用助成の検討についてなんですけれども、こちらについては 26 市の中でも、この市独自で保養施設の利用助成を行っているところというところがほとんどないというような状況であったりとか、また今の現状から申しますとこの国保事業がかなりの赤字繰入を毎年一般会計から行っているという状況でございますので、なかなか新たな財政負担を伴って施設利用を拡大するというのは難しい状況かなと思っておりますので、今のところはこの利用施設、保養施設の拡大とか、そういった部分については特には考えておりません。

それから、清瀬市の疾病の特徴として、精神行動が東京都では上位の方には上がってきてないということで、清瀬市で注視している内容といたしましては、例えば継続して精神病院に入院してる方ですと医療費のデータから、そういった方の状況も確認できるので、その動向を見てきているんですけども、やはりなかなか長期入院している方については地域に戻っていくことができない。一方でやはりかかってくる医療費といたしましては、年間で数百万円というような規模になってしまっておりますので、ちょっと具体的にその方たちに対して医療費を削減できるかどうかっていうのは、なかなか難しい課題ではあるんですけれども、医療費の動向については、市としても注視してるというような状況でございます。

それから、国民健康保険の加入者の減少傾向についてなんですけれども、その予想を超えてくることがあるんじゃないかということなんですけども、確かにこれについては、今後、例えば制度が変わることや、社会情勢によって場合によっては例えば社会保険に加入する方が多くなったりとかすると今までの数百人単位で毎年被保険者が減少してきたということ以上に、減少するような可能性もなくはないかなと考えてはいるんですけれども、ただ、現状で申しますと、今の国の議論等から見てもそこまで一気に国民健康保険の被保険者が減少するということは、まだ特に議論をされていない状況ではありますので、引き続きこちらについては、清瀬市の人口推移であったりとか、そういったことを注視しながら、検討して参りたいというふうには考えてございます。

○会長

ご質問ございませんか。

○Ｂ委員

6 月議会の方でも取り上げましたが、この財政状況について、8 月 1 日の市報で、清瀬市の国健康保険事業の財政状況を載せていただいてありがとうございました。

資料の 2 の 6 ページ 8 の医療費分析ですが、こちらの清瀬市の一人当たりの医療費は、令和 7 年度 425,954 円となっていて、ここ数年でも一番高くなっているのがわかります。これは物価高騰とか色々あってのことかと思うのですが、これが多摩 26 市と比べてどうなっているのか、令和 7 年度決算状況はまだわからないと思うんですが、例えば令和 6 年度の決算ベースだと、どれくらいの順位なのか伺いたい。あと、国民健康保険の被保険者数については、後期高齢者医療制度とか、被用者保険拡大などにより年々減少しているのはわかるんですが、数が減ってる一方で、健康保険に加入している方々の年齢とか所得などの構成が、以前と比べてどのように変化しているのかっていうのは、市で追えるのかといったところを伺いたい。例えば、若い世代が増えているとか、それとも定年を迎えた高齢の方の水準が増えているのか、そういった傾向みたいなことがわかれば伺いたい。

○保険年金課長。

では 2 点ほどご質問いただきましたので順次お答えいたします。

まず今年度の清瀬市の 1 人当たり医療費なんですけれども、26 市と比べてどうかということなんですけど、令和 7 年度の決算状況を 26 市の方でも今取りまとめを行っておりまして、令和 7 年度で申しますと、清瀬市の 1 人当たり医療費については、上位から 4 位というような状況となっておりまして、平均よりも高い状況というふうになってございます。

それから国民健康保険に加入する方の傾向といいますか年齢の状況については、割合で見ますと 65 歳以上の方が以前と比べるとやはり加入割合としては高くなってきているというような状況でございます。特に、例えば出生で申しますと、大体毎年 30 人台というような人数で推移しておりまして、以前と比べてもそのあたりはかなり減ってきていますし、相対的にいうとやはり若年層の加入者というのは今減少している状況にあります。

○会長

他に、ご質問ございませんか。次にご意見のある方、いらっしゃいますか。はい。Ａ委員。

○Ａ委員

決算に関してなんですけれども、予算を組んだ時からの市民生活の窮状っていうのはなかなか変わっていないと考えます。子ども・子育て支援金の制度に、医療保険料から財源を求めることは、私た

ちは反対していました。物価高騰は未だ続いていて、消費者物価指数が前年同月比で 1.7%上昇しているような状況で、非常に生活のひっ迫は続いています。消費税減税が始まる方針は把握はしましたけれども、家計への効果反映は非常に時間がかかるように思います。つまり、市民の暮らしの困難は今後しばらく続くと考えますので、こちらの議案の方には賛成いたしかねます。

○会長

他にご意見ございませんか。特にないようでしたら終結したいと思います。

議題 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、賛成する方の挙手をお願いいたします。

賛成者多数。よって、議題 1、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、本協議会として了承することにいたします。

続きまして議題 2、令和 8 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号（案）についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。藤村保険年金課長

○保険年金課長

それでは、議題（２）令和８年度　清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明申し上げます。国保運協資料-３に沿ってご説明いたします。

今回の補正予算は、主に４つのことに対応するための予算措置でございまして、１点目に、令和７年度決算に伴う繰越金の精算に係る予算の補正、２点目に、今年度から開始された子ども・子育て支援金制度に対応するための職員人件費に係る国の補助金の予算の補正、３点目に、来年度から改正される子どもの国保税均等割軽減の対象範囲拡充に係るシステム改修経費及び高額療養費支給事務に関するシステムの適正化に係る独自のシステム改修に係る予算の補正、４点目に、東京都へ支払う納付金について、昨年度の予算編成スケジュールの都合上、現在の予算額は東京都が仮に算出した納付金額となっていますが、これを確定した納付金額に合わせるための予算の補正でございます。これらの内容につきまして、国保運協資料-３令和８年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）（案）に沿ってご説明いたします。

初めに、補正予算書の表紙をご覧下さい。第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 168 万 9 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 79 億 4,768 万 9 千円と定めるものです。補正額の、歳入歳出の各科目の額につきましては、次の２ページから５ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。この内容につきましては、次のページ以降の、歳入歳出補正予算事項別明細書にそってご説明させていただきます。10 ページ・11 ページ歳入をご覧下さい。款３　国庫支出金、項１国庫補助金、目４子ども・子育て支援事業費補助金、右側のページ、説明１子ども・子育て支援事業費補助金に 120 万円で、これは、今年度から開始した子ども・子育て支援金の賦課・徴収等の事務に係る職員人件費のうち、時間外勤務手当分を国の補助金で充当するため、120 万円を増額補正するものです。

次に、その下、款６項１目１繰入金、右側のページ、説明１職員人件費等繰入金の 12 万円は、先ほどご説明したとおり職員人件費のうち時間外勤務手当分の 120 万円は国の補助金を充当するため同額を繰入金から減額しますが、後ほど歳出にて説明いたします、システム改修に係る経費に 132 万円の増額補正が必要となりますので、これを差し引きして 12 万円の繰入金を増額補正いたします。次に、説明４その他一般会計繰入金の 4,747 万円の減額補正について、こちらも後ほど歳出にて説明いたしますが、東京都へ支払う納付金額を、現在の予算額から実際に支払う確定金額に変更すると、総額で 4,747 万円減額となることから、充当するための繰入金である「その他一般会計繰入金」を 4,747 万円減額するものです。次に、その下、款７項１目１「繰越金」は、令和７年度決算の歳入歳出差引額の繰越金 1 億 4,783 万 9 千円を増額し、予算額を 1 億 4,883 万 9 千円といたします。以上が歳入でございます。

次に歳出でございます。１枚めくっていただき、12 ページ・13 ページをご覧ください。款１総務費項１総務管理費目１一般管理費、右側のページで説明２　一般事務事業、節１２委託料、細節１７システム業務等に 132 万円の増額補正で、これは、先ほど説明いたしましたシステム改修に係る経費でございます。その内訳は、来年度から子どもの均等割軽減の対象が未就学児から 18 歳未満まで拡充されることに伴うシステム改修に 66 万円、高額療養費支給事務に関するシステムの適正化のために行う独自カスタマイズ経費に 66 万円、合わせて 132 万円となります。

次に、その下、款３　国民健康保険事業費納付金は東京都へ支払う納付金を確定金額に合わせるための予算補正でございます。納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の４つの区分に分かれており、それぞれの補正増減額をご説明いたしますと、項１医療給付費分、目１一般被保険者医療給付費分、右側のページで説明１被保険者医療給付費分納付金事業の負担金は 4,941 万 9 千円の減額、12 ページに戻りまして項２後期高齢者支援金等分、目１一般被保険者後期高齢者支援金等分、右側のページで説明１被保険者後期高齢者支援金等分納付金事業の負担金は 274 万円の増額、12 ページに戻りまして項３目１介護納付金分、右側のページで説明１介護納付金分納付金事業の負担金は 539 万 1 千円の減額、12 ページに戻りまして、項４目１子ども・子育て支援納付金分、右側のページで説明１子ども・子育て支援納付金分納付金事業の負担金は 460 万円の増額となっており、これら４つの区分の増減額を合わせると 4,747 万円の減額補正となります。

で説明１被保険者後期高齢者支援金等分納付金事業の負担金は 274 万円の増額、12 ページに戻りまして項３目１介護納付金分、右側のページで説明１介護納付金分納付金事業の負担金は 539 万 1 千円の減額、12 ページに戻りまして、項４目１子ども・子育て支援納付金分、右側のページで説明１子ども・子育て支援納付金分納付金事業の負担金は 460 万円の増額となっており、これら４つの区分の増減額を合わせると 4,747 万円の減額補正となります。

次に、ページを１枚おめくりいただき、14・15 ページで、款７「諸支出金」は 1 億 4,783 万 9 千円の増額補正でございます。このうち、項１目１償還金及び還付金を 2,747 万円増額し、予算額を 3,797 万円といたします。これは、令和７年度に交付を受けました保険給付費等交付金など、各種交

付金、補助金について、所要額を超えて交付を受けた額を国及び東京都に返還するための費用でございます。

その下、項2繰出金、目1一般会計繰出金を1億2,036万9千円増額し、予算額を1億2,086万9千円といたします。令和7年度決算に伴う繰越金から、国及び東京都への返還金を差し引いた分を、一般会計に繰出すものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審査の程よろしくお願い申し上げます。

○会長

説明が終わりました。ご質問お願いいたします。B委員。

○B委員

補正予算書の10，11ページで、子ども・子育て支援事業費補助金の120万円の増額補正とありますが、システム改修のために、それだけの時間外勤務が生じたのか、ちょっともう1回説明いただければと思います。

○保険年金課長

時間外勤務手当として120万円計上したものにつきましては、こちらのシステム改修に係る職員の事務負担分もそうなんですけれども、それ以外に例えば7月に当初賦課の納税通知書等の発送をしたんですけども、その際に、今回、子ども・子育て支援金を含んで、発送しておりまして、その賦課徴収に係る事務として例えば市民の方からの問い合わせ対応であったりとか、また通知を発送するための事務、やはりこれも時間外の作業が発生しましたので、そういった基本的には子ども・子育て支援金に対応するための事務に対応するための補助金でございますので、システム改修以外の事務、そういったものも含めて、今回120万円として、補助を受ける予定でございます。

○B委員

時間外勤務手当が、1時間で幾らなのか。本当に2000円ぐらいで計算したりすると、600時間ぐらいになる計算なので、結構時間外勤務が発生したのかなと思って、心配だと思って質問したのですけれども、補助の対象となる期間というのはあるのでしょうか。

○保険年金課長

この補助金対象となるのが今年度中ですので、対象としては4月から3月を見込んでおりまして、例えば事務負担のかかる大きいところ、時間外勤務手当が多く発生するところとしては、やはり今申し上げました、当初賦課の納税通知書の発送であったりとか、また今後この子ども・子育て支援金分については来年度以降についても検討する部分がございますので、そういったところに対する職員の

時間外勤務について全て見込んでございます。これについては、市としての算出方法といたしましては 1 人当たりの 1 時間の単価を 3000 円に設定しまして、それを 4 人で、100 時間ということで、3000 円×100 時間×4 人で 120 万円というふうに算出しております。

○会長

他にご質問ございませんか。A委員。

○A委員

補正予算書 13 ページの、同じくシステムに関してなんですけれども、システム改修 66 万円で独自カスタマイズの高額療養費の方も 66 万円という同じ金額だったので、お伺いするんですが、同一業者に頼むことによって、業者選定の際に、二つをやってくださるようなところがあって、コストを抑えられたのかなと思ってお伺いしました。

○保険年金課長

こちらは子ども・子育て支援制度の対応であったりとか、また高額療養費の支給事務の対応だったりとか、これについては今市の方で入れている標準システムの中で全て運用するものでございまして、基本的にはその事業者がもう決まっている中で、そのシステムの改修ということでございますので、特に業者選定等については行っておりません。これについては他の選択肢がございませんので、基本的には特命随意契約ということでさせていただく予定でございます。

また標準システムによるメリットといたしましては、制度改正が行われるときに、そのシステムを入れている自治体で、その改修経費を案分して、システム改修経費に係る各自治体の負担額を算出することになりますので、以前と比べると、制度改正に伴う部分については、その分費用が抑えられるということがメリットになっているかなと考えております。

また、高額療養費の部分については、制度改正に伴うものではなくて独自のカスタマイズになるのですが、これも東京都内で、同じ事業者のシステムを入れている自治体でそれぞれ費用を案分する形になっていますので、やはり 1 市でカスタマイズをするよりは、費用を抑えられるというような仕組みになってございます。

○会長

ほかにご質問ございませんか。次に、ご意見いかがでしょうか。意見等が無いようでしたら、終結したいと思います。

議題 2、令和 8 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号（案）について賛成する方の挙手をお願いいたします。

賛成者全員、よって、議題 2、令和 8 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号（案）

について、本協議会として了承することといたします。

続きまして、議題 3、清瀬市国民健康保険税の改定方針についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（国保係長）

では議題３清瀬市国民健康保険税の改定方針について、国保係の岡里より説明させていただきます。お手元に資料４ホチキス留の資料と、１枚両面刷りの市長からの諮問通知をご用意ください。

資料４の表紙をおめくりいただきまして、本日説明させていただく構成です。まずは、今回の運営協議会で議論していただくに至る、市長からの諮問内容について確認・共有させていただきます。続いて、現在の清瀬市国民健康保険の財政状況について４つの項目に分けて説明させていただきます。そして最後に、事務局提案の検討手順と今後のスケジュールについてということで、おおよそ３０分間程度で説明させていただきます。

それではまず初めに、今回会長宛に市長よりお出しさせていただきました諮問内容です。一枚両面刷りの諮問書をご覧ください。諮問事項は国保税の改定方針についてという記載をさせていただきまして、別紙として理由書を付しております。こちらは会長宛の文書で、今日初めて共有させていただくものになりますので、確認までに一度読み合わせさせていただきます。

（諮問理由記載内容読み上げ）

このように、運営協議会にて今後の改定方針についてどのようにすべきかご議論いただき、答申内容をもとに財政健全化計画の見直しを行うこと、またこれに従った翌年度以降の税率改定を行うことを目的としたものであります。これから、次のページになりますが国保運営の仕組み等、今の現状を説明させていただきますけども、まずは皆様に現状を再確認していただきました上で、答申にむけて色々とご議論いただければと思います。資料４に戻り、現在の清瀬市国民健康保険の状況説明をさせていただきます。また先ほども言及ありましたが、市報をご覧いただきご存じの方もいらっしゃると思います。今週末の８月２１日に市民説明会も予定しており、これ以降のパワーポイント資料になりますが、同じパワーポイント資料にて市民の皆様向けに説明する予定でございますのでご承知おきください。

それでは現状の説明に入ります。１番目として国保運営の仕組みでございます。一つ目の小見出しは「国保会計が複雑化している」といたしまして、先ほど決算内容もご審議いただいたところではございますが、なかなか一般の市民からいたしますと読み取りづらい国保会計について少し解説をさせていただきます。１ページおめくりいただきまして令和６年度の歳入歳出決算書をご覧下さい。今回市民説明会と共通で資料を作成したため、議会承認前の７年度決算ではなく６年度末の資料にて説明させていただきます。会計事務といたしましては市が支払ったものについては歳出額に、収入として得たものについては再入額として計上しなければならないため、決算内容としてはこちらが適格な表現になるのですが、平成 30 年度の国保制度改革により都が財政運営の責任主体となり、医療給付

費を市町村へ普通交付金として交付する仕組みとなりました。これは、医療機関等に支払う保険給付費を言わば実態上、東京都が立て替えているような仕組みとなりまして、対応する部分決算表の円グラフに黄色くマーカーをさせていただいております。決算額面の 6 割越えが、実際市会計を中継しただけのような普通交付金から医療給付費に流れる金額として、これを含めて決算書というのは表示されているので、なかなか実態を読み取るというのは難しいかと思います。そこで、この黄色部分を除いたもののみで、実質的な内訳表として次ページの表を作成してみました。正式な決算図書としては使用できませんが、財政状況を見るにはこちらの方が読み取りやすいかと思います。内訳内容に各費用については本日運営協議会では割愛させていただきますが、適宜ご議論の参考としていただければと思います。ここで説明させていただきたいことは、先ほど制度改正により都が保険給付費を立て替えるような仕組みに変わったと説明しましたが、都がこの医療給付費を担保すると同時に、市の責務としては年度ごとに示された納付金の額を都に収めること、こちらが市の責務となりました。歳出内訳の円グラフに示す肌色から茶色にかけての三色の部分、こちらの合計金額を納付金として都に収めることを行わなければいけないのですが、市がやることは、これを収めるための税率設定をして納付金を収める、こちらが責務でございます。また、ご存じの通り国民健康保険については特別会計ですので、原則この会計の中で収支の均衡を取らなくてはなりません。しかしながら、今度は左側の歳入内訳をご覧いただきますが、清瀬市の現状については、全体経費の約２７パーセントがその他繰り入れ金として一般会計より補填されています。先ほど特別会計の原則を申し上げましたが、左側円グラフの内、緑と赤、合計で 4 割超の内訳額が一般会計より繰り入れされています。これら繰り入れ金については我々職員の人件費や低所得者への均等割軽減による減収分当に充てられる法定分と、それ以外の繰り入れ金に大別されます。前者が緑部分、後者が赤部分になります。赤の部分が、決算項目上はその他繰り入れ金として示され、我々が通称赤字繰入として呼んでいるところでありますが、さらに東京都はこのうち、解消すべきものとそうでないものに分別し、保健事業への補填を目的とした経費等についてはこの解消すべきものからは除外しています。以上が国保運営の仕組みについてでした。

次ページをご覧ください。続いて国保を取り巻く環境・背景　保険料水準完全統一の流れについてです。小見出しとして、３項目、一つ目に国民健康保険事業の広域化の流れ、二つ目、国の策定する「保険料水準統一加速化プラン」、三つ目に東京都への完全統一に向けた準備としまして順に説明させていただきます。次ページをご覧ください。時代背景として平成１７年まで遡りまして、当時示された医療制度改革大綱をページの左に抜粋掲載させていただきました。高齢化社会への環境変化を受けた大きな方針転換として、示された大綱がこれだと認識しておりまして、現在は既に制度理解も浸透しております後期高齢者医療保険制度が設けられたのもこの方針だてによるものでございます。続いて下半分が国保に言及する箇所でございますが、市町村単位の運営では脆弱であるため、都道府県単位を軸とする保険者の再編統合を進め、医療保険制度の一元化を目指すとされました。これを実行に移したものが、前述、国保運営の仕組みでも触れました平成３０年度の制度改革です。財政運営の脆弱さを是正するために医療給給付費用の担保責任は都が負っています。その他にも、この制度改革

にて都と市それぞれの役割分担が整理されました。具体的には、都の役割としましては、医療給付費等の見込み額から国庫負担金などの公費等の見込み額を差し引き、各区市町村納付金を決定しまたこれを提示すること。続いて、区市町村ごとの標準保険料率の提示、これは先ほども説明しましたが、納付金を収めるためにこの税率設定すれば会計内でやりくりができるであろうと理論上計算された数値であります。続きて、保険給付等交付金の支出、これは先ほど立て替えとも言い換えました、普通交付金として医療給付費分の支出をすること。これらがとの役割として整理されています。続いて市の役割ですが、保険税率の決定、賦課・徴収、続いて保険資格の管理、保険給付の決定、保険事業等の実施、医療的適正化の取組、ということで実際に被保険者と接するような現場の事務については、市に引き続き役割を求められているいった内容でございます。次のページをご覧下さい。こちら左側は、東京都の国保運営協議会資料から抜粋させていただいたものでございます。資料中央に国の方針として「保険料水準統一加速化プラン（第２版）」の概要が記載されていまして、こちら読ませていただきますと、「完全統一の目標年度を定めていない都道府県について、運営方針の中間見直し年度の前倒し（令和８年度）までに、目標年度の意思決定ができるように取組を進める。」、続いて「全国において、令和１５年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和１７年度（令和１８年度保険料算定）までの完全統一への移行を目標とする。」と説明をしております。実は、つい先日、こちら国の加速化プランの第 3 版が示されたところでして、資料には反映できず申し訳ありませんが、更新内容の印象としては、完全統一期限について、若干語気が強まった更新と私は解釈しております。続いてページ右側に箇条書きにて記載していますが、では東京都での意思決定を今後どうしていくかと言いますと、現在まさしく議論の最中でございます。運営方針の中間見直しとしまして、連携会議という都内の保険者区市町村と議論を重ねる会議で、項目としては、完全統一の目標年度をどこにするか、各区市町村が抱える法定外繰入の解消についてどうしていくか、区部とその他の収納率かなりひらきがあるところこの格差どうやって埋めていくか、・その他として各区市町村が現在独自に行っている給付や保健事業についての差異をどう調整をしていくか、といったことについて、今後の方針を今まさしく議論、検討を進めているところでございます。以上が国保を取り巻く環境・背景　保険料水準完全統一の流れについてでした。

続いて、市の取り組み財政健全化計画の現状についてご説明させていただきます。当市では、平成３０年度に、先に説明しました制度改革に合わせて清瀬市でも国保財政健全化計画を策定いたしました。右側に説明記載しましたが、この計画では、令和１２年度末までの１３年間で、当時の予算ベースでの赤字見込み額であります約 6.5 億円の解消を目指しております。ちなみにこちらは会計決算書上の「その他繰り入れ金」満額ではなく、先ほど少し説明させていただきました、都が分別する「解消すべき繰入金額」のみを指して策定しております。削減の方法といたしましては、２年に１度の税率改定により、赤字額を均等に削減していくこととしておりました。この表現で注意していただきたいのは、これが厳密に意味することは、均等に税率を上げていくということではなく、均等に赤字を削減していく、ということですので、赤字を削減していくための税率設定をしてくこととなります。

先ほども触れていました、医療費が上がることによったりだとか、被保険者が減少していくことだったりによって、示される税率も変動していくものなので、それを踏まえて赤字額を削減していくとい計画を策定しております。

つづいて、当初の計画に対して、実行結果の説明ですが、左のグラフをご覧ください。計画目標を赤の折れ線、実績値青の棒線にて示させていただきました。令和６年度決算時点では、目標血が 3.2 億円であることに対して 7.3 億円の計上額となり、計画策定時の 6.5 億円に対してむしろ増加してしまっています。こちらについては、その時々の社会情勢であります、コロナ禍による減収や物価高騰による改定見送り等の経緯・要因がございます。また、技術的な面での言及ではございますが、先に申し上げた通り現行の健全化計画では「赤字額の削減値」を目標としておりますため、これら社会情勢をはじめとする、所得額やこれに伴う収納率、被保険者数、保険給付費等の様々な変数推移を踏まえた税率設定が、もはや市単独では非常に困難であります。これらを、踏まえますと、今からこちら赤の折線目標値に実績値を戻していくことは、非常に難しく非現実的ではないかと考えられる現計画の進捗状況となっています。以上が市の取り組み　財政健全化計画の現状でした。

続いて、他市との状況比較について説明させていただきます。まずは左上の令和 7 年度における標準保険料率との差です。改めてにはなりますが、標準保険料率といいますのは、理論上、この率にて税率設定をすれば、国保会計内で均衡が図れるとして、都が、年度毎、区市町村毎に算定し示した値であります。ご覧の通り、清瀬市ではこの標準保険料率に対し、全税目で不足の値を設定しているところでございます。続いて右側には区部・島しょ部を除いた都内市町村の保険税・保険料率を掲載させていただきました。現時点では各自治体に示される標準保険料率も異なるため、一律に順位立てをすることは避けましたが、参考までに近隣自治体と当市の設定状況比較として左下に抜き出してあります。ここにはよく多摩六都として掲載されることが多い市には含まれませんが、既に赤字解消を達成したとされている東大和市や人口規模が類似している武蔵村山市も加えております。

続いて次ページをご覧ください。こちらには、税設定の結果として発生する一般会計からの赤字繰り入れ額と、その支出元となる一般会計の余力指標として財政調整基金残高を示した一覧を並べてみました。令和６年度末時点のものとなります。こちらについては、両指標とも一人当たり換算額まで公開されているものになりますので、相対評価の参考として順位も掲載しております。なお、読み取る際には、表中左側の繰入金一人当たりについては、国保の被保険者数で割り返した値、右側の財政調整基金に関しましては市民の数で割り返した値でありますこと、ご注意願います。左側のその他繰入金につきましては、市民の数で割り返した際には、市町村毎に国保加入者の割合も違いますので、順位が変動する可能性もありますのでご承知おきください。また、資料作成の都合上、公表されているものに限ったため、こちらは先に説明させていただきました、「削減すべき赤字額」ではなく、保険事業費用等に充てられる繰入額も含んだ、決算書上の「その他繰入金額」を用いております。清瀬市で言うと、総額その他繰入金の例年１割程度が、特に解消を求められていないと認識している額ですので、その点参考にお伝えしておきます。事務局からは考察に関するような言及は控えさせていた

だきますが、表中から読み取れることとして、その他繰入金の被保険者一人当たりの額と、一般会計財政余力としての財政調整基金残高順位の２点を資料掲載させていいただきました。補足としましては、一般会計財政余力として、以前市報でも用いたことより財政調整基金を用いましたが、こちらは飽くまで１指標に過ぎないこと、また財政課の担当からは年度毎に変動も大きい数字ということも聞いていますので、読み取る際にはその点もご承知おきください。以上、他市との状況比較でした。

最後に今後の検討手順とスケジュールについて、事務局からの提案を説明させていただきます。まず検討内容についてですが、市長からの諮問文において、改定方針の内容について「改定時期」、「改定率」「改定頻度」と例示させていただきました。それぞれどういったことかと言いますと、改定時期については、いつ始めるか、即ちは上げるか上げないかみたいなもの、開始時期の意思決定ですね。続いて改定率は、どのようにということで、色々な線が可能性としてはあるところ、改定していく曲線直線の描き方、どの程度どのようにとの意味で改定率とさせていただいております。最後の改定頻度については、現状は２年に１度と現状の計画値であるところ、どいうふうな頻度がよろしいのかというところ、この３点にフォーカスしていただきましてご議論いただければと思います。

最後になんですが、検討答申スケジュールということで、今回なんですけれども、翌年度、令和 9 年度の税率設定にも大きく影響する今回の諮問内容のところですので、今後恐縮ですが、年内の答申を目指してご議論いただきたく、お願いを申し上げます。今後 10 月、11 月 12 月と 3 回の協議会開催日を確保させていただいておりまして、各ステップの提案としましてはですね、第 2 回目になりますね、10 月の会議で、いくつかの素案としてパターンを提示させていただいて、それのシミュレーションの説明等をさせていただく。第 3 回のところでですね、シミュレーションの素案の中から、改定案について検討、選択をしていただく。第 4 回でですね、答申の内容を精査していただいて、それでご答申をいただく、このような構成で進めていただければということで提案させていただきます。非常に回数が限られて、日数もタイトなところですので、会長にはですね、なかなかさかのぼってまた再議論をしてしまうと次のステップに行けなくなってしまうこともあるかと思いますので、1 回 1 回ですね、皆様で同意をしていただいて、積み重ねていっていただければとお願い申し上げます。こちらで税率改定の方針についての説明を終えさせていただきます。

○会長

説明が終わりました。まずは、今説明のありました清瀬市国民健康保険の財政状況について、ご質問をお願いいたします。A委員

○A委員

説明資料の中で次回のスケジュールというところも示されているんですけれども、法定外繰入解消に向けてのロードマップのようなものが作られているのかというところをご質問したいんですね。そのロードマップを、資料としていただきたいなというところがあるので、次回の運営協議会では示し

ていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、そのロードマップは、（法定外繰入を）解消していくにあたって、単純に計算するという形のものも必要かもしれないんですけれども、今後の加入者数の減の見込みが反映されている形で作っていただけると、比較検討できると思うので、予測は立てやすいと思うんですけれども資料提供をお願いできないかということを質問させていただきたいと思います。

それから、今年度に関しては、子ども・子育て支援というところが加味されたために医療・後期・介護部分の値上げというところは踏み切らなかったということであったのですけれども、子ども・子育て支援の部分は、まだ未知数だと思うんですよね。これから値上げということになる可能性も残されていると思うんです。国の財源の考えを踏襲すれば、自ずと負担は加入者にかかっていくようになると思うんですが、市としては今のところをどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

それから、値上げを検討するということであれば、住民福祉の後退という側面はどうしてもありまして、市民に説明をするのにちょっと、疑問の声が上がってくるのではないかというところもあるんですね。例えば名古屋市では 3 割減免という減免制度があって、寡婦ですとかひとり親とか障害者には 3 割減免が適用される場合があり、これは前年中の所得が 135 万円以下であること、所得基準による均等割の 2 割の減額が適用されている世帯に属しているというような基準は設けられていますが、このように特定の理由のある方への減免拡大という方法も必要なのではないでしょうか。値上げをするにしても、何かしらやはり市民にとって、向上したと実感できる部分は必要であると考えるのですけれども、ご見解を伺いたいと思います。

○保険年金課長

それでは幾つかご質問いただきましたので、順次お答えしたいと思います。

まず法定外繰り入れ解消に向けたロードマップについてなんですけれども、こちらにつきましては市としてはですね、今後進めていく上で、まずは東京都の保険料水準の完全統一に向けて、国保税について改定方針を決めていかないといけないと考えてございます。その中で、完全統一を達成する中で、この工程が繰り入れの解消ということも合わせて考えていくことになるんですけれども、今市の方で考えていることといたしましては、今年の 6 月議会で、松本議員からも一般質問をいただきましてそのときに答弁したんですけれども、国の、そのときは最新のものが、国の保険料水準統一加速化プラン第 2 版でしたので、それに沿って、遅くとも令和 18 年度、17 年度決算までに、保険料水準の完全統一を達成することを目標とするということで答弁しております。また、東京都とも、今市区町村と連携会議という場で、保険料水準の完全統一に向けたスケジュール等を検討しているんですけれども、その中で先ほどの松本議員からの一般質問の答弁に戻りますが、市として考えていることとしては、令和 17 年度末を目標年度として、その中で今示されている東京都の標準保険料率と、あと清瀬市の保険税率、ここことの乖離を段階的に埋めていく、解消していくということを考えてございまし

たので、ちょっとそういったことをまずは今考えているというような状況でございます。

また今後につきましては、具体的な改定方針等については、この会議第 2 回目以降の会議でまた改めてご議論いただきたいというふうに考えているんですけれども、その際にはいくつか事務局の方からもパターンを示して、皆さんにご議論いただきたいというふうに考えてございます。

またその際に、単純に税率改定、税率だけを示すのではなくて、被保険者数の減少ということも加味してはどうかということでご意見いただきましたので、こちらについてもこの中に反映させるような形で検討していきたいと思いますが、そのあたりについては一旦事務局の方で、どういったパターンを作るのかということを検討、考えていきたいと考えております。

それから子ども・子育て支援金につきまして、こちら今年度から導入された制度でございまして、今後のこの改定についての考えといいますか見込みなんですけれども、国の設計制度上、まずは導入された今年度については、医療保険者全体で、国の総額で 6000 億円を拠出するということになっておりまして、これが段階的に、拠出額が上がって参りまして、来年度の 9 年度は 8000 億円それから 10 年度については 1 兆円ということで拠出額が段階的に上がるような仕組みになってございます。ですので、今東京都内のすべての市区町村で、東京都の示す標準保険料率に沿った形で、この子ども・子育て支援金については、保険料率、保険税率を設定しておりますので、拠出額が国全体で上がるということは、清瀬市としても、やはりここの部分については 10 年度にかけて上がっていくというふうに見込んでございます。こちらについては確かに被保険者の方にご負担いただくものにはなるんですけれども、ただこの子ども・子育て支援金制度自体が、全世代、全経済主体で、子どもや子育てをする家庭を支えていくというような趣旨で創設されたものでございますので、ここについてはご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

もう一つ、今名古屋市の方で独自の減免制度を導入してるということでご紹介いただいたところなんですけれども、今の清瀬市の現状から見ますと、やはりこれだけ多額の法定外繰り入れをしている中で、新たな市の財政負担を伴って、新たな減免制度を導入する、もしくは条例減免を拡充するということは、現実的には非常に困難なのかなというふうに考えてございます。また、国の方からも、今までの議論で何回か出てきたものではあるんですけれども、国の方からもあらかじめ画一的な基準を設けてその減免を行うことについては、明確に法令違反ではないけれども、適切ではないというようなことで解釈をされているところでございますので、やはりその制度設計上もなかなか難しいのかなというふうに捉えているところでございます。

また、住民福祉の後退じゃないかというところにつきましては、住民福祉の観点から申しますと、やはり市民全体の視点で見ますと、法定外繰入を解消することによって、一般財源が生み出されまして、その中で幅広い住民福祉の施策に充当することが可能であるということもございますので、結果としましては国保加入者を含めて、市民全体の福祉の向上にも寄与するものではないかなというふうに考えております。なので、以上のことを踏まえますと、やはりなかなか独自で国保税の減免制度を導入すると、これについては、ちょっと現状難しいというふうに考えてございます。

○会長

他にご質問ございませんか。次、ご意見ございませんか。A委員。

○A委員

今ご説明いただいたんですけれども、本当に物価高騰が続いておりまして、個人事業主の方ですとか、そういった方は、ナフサ問題にも今、苦しんでいるような状況の中で、国保の加入者も多いですし、その中で、来年度に向けてやはり値上げということは、避けるべきではないかと考えております。

子ども・子育て支援金分がさらに被保険者の負担となって、今の説明ですと、上乗せされるのではないかということも、やはり懸念されます。それが明らかにもなっていないうちに、値上げに踏み切るのは時期尚早だと考えます。

また、値上げ検討に関しては、応能負担の方に比重を重く置くべきであり、より収入の少ない方には負担の低減ということを、行うべきであると考えます。何かしらの施策は行っていかなければいけないと考えております。

先ほど質問した中にもあったように独自の負担軽減は認められているわけで、私としてはそういう判断をしているんですけれども値上げ検討をするということならば、より苦しい状況の方にとっては、本当に何かしらの軽減を考慮しないと、実際払えないということや、滞納にも繋がってしまう、そういう恐れも増えていくように思います。市民が望む部分は、住民福祉の向上でありそれはもう何かしら目に見える、見えやすい形での支払いに困惑する方への手だてということは、どうしても必要になってくると考えます。ですので、この検討に関しては賛成いたしかねるところであります。

○会長

他にご意見ございませんか。B委員。

○B委員

意見です。原田市長が議員時代には反対をしていたと思うが、税率改定の方針について諮問をすることは勇気のいったことかと思います。いつから始めるかというのは、これから議論することになると思うが、既に法定外繰入を解消された東大和市とか八王子市の収納率の変化はどうだったのかっていうのは、もしわかれば次回資料としてお願いしたい。あとは、世帯の収入によって、このパターンだったら幾ら負担が増えますみたいなものが、大変だと思うんですけれどもできるだけ細かい方が多分皆さんも議論がしやすいんじゃないかなっていう思いますので、そこの点要望させていただきます。

○会長

ほかに、ご意見はございませんか。C委員。

○C委員

なかなかもう今まで聞いて、相当厳しい中で、今、来ているのかなという感じです。だから、これもう、国保だけの問題ではないんですよね。国全体の施策そのものがこういう状況にきていますので、そうすると、私健保にいますけど、健保もそうだし、協会けんぽも、料率を下げてやって、下げたことによってね、しわ寄せが組合にも来ていますし、それから、一番来ているのが、国保のところに全部しわ寄せが来ていて、構造的な問題が解決されないまま、あと何とかそれぞれで解決しなさいよと、そういう言い方をされているので、なかなか、実質、不利益をこうむるのは市民の方ですのでね、そこら辺をどの程度まで、我慢してもらえる状況で、解決策を見つけていくのかというのは、至難のことだと思います。そういったものも含めて、もしもやるというのであれば、本当に、相当皆さん知恵を出さない限りは、なかなか難しい。

あと、私たちが思うのは、市として、本当にどうやってどういう方向に行くのかっていうものがやはりある程度ないと、いろいろバラバラでいってもなかなかまとまらないところが出てくる。そして、清瀬市だけじゃなくて、他の市も、どういうふうなスタンスでいくのか、或いはみんなで協力して、こういう方向でやりましょうというのが出てくると。そういうことまでやはり期待しないと、清瀬市だけで頑張ろうというようなことをやっても、なかなか、厳しいのかなということがありますんでね。

検討していく中で、知恵を出し合っていくのが、やはり必要かなと感じたところです。

○会長

他にご意見はございませんか。

今回諮問のありました、清瀬市国民健康保険税率の改定方針について、それから具体的な議論は、次回以降の国民健康保険運営協議会で、議論・検討したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。との発言あり。）

次に、次回以降の国民健康保険運営協議会にて国民健康保険税率の改定方針を議論するにあたり、資料として改定のパターンを事務局に示していただきたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（異議なし。との発言あり。）

それでは事務局においては、本日の質疑、意見を踏まえて、国保税率改定のパターンを次回の会議資料として示していただくよう、よろしくお願いします。

続きまして、報告事項　令和７年度　特定健康診査及び特定保健指導実施報告について、でございます。事務局から説明お願いいたします。健康推進課長。

○健康推進課長

健康推進課の西川でございます。それでは、配布資料５令和７年度特定検査及び特定保健指導実施報告に基づきまして、清瀬市における特定健康診査および特定保健指導の実施状況、ならびに生活習慣病・重症化予防の取り組みについてご報告いたします。

まず、資料 1 ページの項番 1 特定健康診査をご覧ください。本市の特定健康診査は、清瀬市医師会への委託による一般健診を市内 29 の受託医療機関で 6 月～12 月に実施と、未受診者を対象とした休日特定健診を 2 月～3 月に市内 3 医療機関で実施を行っております。1 ページ中段のグラフ(3) 特定健康診査受診率の推移をご覧ください。平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の推移を示しております。黒い折れ線グラフが本市の受診率、灰色の折れ線グラフが東京都全体の平均受診率でございます。本市の受診率は、平成 27 年度の 53.5%から概ね 51～53%台と高い水準で推移してまいりました。令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に 45.6%まで落ち込みましたが、令和 3 年度には 51.4%まで急速に回復し、直近の令和 6 年度には 51.9%となっております。全期間を通じて、東京都全体の受診率を 8～9 ポイント前後一貫して大きく上回る高い受診率を維持しております。また、グラフの棒グラフは年代別の受診率を示しておりますが、70 歳代が常に最も高く、次いで 60 歳代、50 歳代、40 歳代の順となっており、年齢が上がるほど受診率が高くなる構造が定着しております。少し飛びまして、4 ページ、上から 2 番目の「1-2 男女別・年代別受診者と受診率」をご覧ください。令和 6 年度の年代別詳細を見ますと、70 歳～74 歳の層では男性 61.8%、女性 65.8%と非常に高い受診率となっております。一方で、40 歳～44 歳では男性 29.5%、女性 38.0%にとどまっております。この若い世代の受診促進が今後の課題であります。

1 ページ目にお戻りください。(4) 受診率向上へ向けた取り組みをご覧ください。本市では今年度 40 歳になる方や昨年度受診者への継続受診勧奨 1,745 人分の発送や、直近 3 年間未受診の方への勧奨 1,015 人分の発送を実施しました。また、健診後のフォロー相談会や市報・ポスター等による周知・啓発に積極的に取り組んでおります。

次に、資料 2 ページの項番 2 特定保健指導についてご説明いたします。特定保健指導は、健診結果から「内臓脂肪の蓄積」および「危険因子（血圧・血糖・脂質等）」の状況に応じて対象者を選定し、8 月から 3 か月間の支援を実施しております。2 ページ中段のグラフ(2)特定保健指導実施率の推移をご覧ください。こちらも平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の推移を示しております。本市の実施率は、平成 27・28 年度の 20%台から、令和元年度には 10.1%まで下降いたしました。しかし、令和 2 年度から外部委託を開始したことにより 18.6%まで大幅に持ち直し、令和 4 年度には 20.6%となりました。令和 5 年度は 14.5%へ低下いたしましたが、令和 6 年度におきましてはプロポーザル方式により事業者を再選定し体制強化を図った結果、18.5%（が修了）まで上昇・改善いたしました。東京都平均と比較いたしましても、本市は東京都平均と同等以上、近年では都平均を上回る水準で推移しております。保健指導の参加率・終了率向上に向けた具体的な取り組みといたしましては、委託業者による電話勧奨と、市直営の電話勧奨をそれぞれ実施したほか、土日の個別指導、オン

ライン面接やメール支援の実施、また「しあわせ未来センター」フィットネスルーム利用券の配布など、対象者が参加しやすい環境づくりに努めております。

最後に、資料 3 ページの国民健康保険加入者全体の生活習慣病及び重症化予防に向けた取り組みについて申し上げます。（1）の受診勧奨では、健診結果で「要医療域」と判定された方 1,832 名に個別通知を行い、29 名の方に個別受診相談等を実施いたしました。（2）の健康相談等では、啓発活動として、健康測定会を 10 回（187 人参加）、運動実践教室を 5 回（100 人参加）開催いたしました。（3）の糖尿病性腎症重症化予防事業では、腎症病期が 2 期・3 期相当の方をレセプト等から抽出し、主治医の同意のもと 6 か月間の指導を実施しました。対象者 69 名のうち、8 名の方に実施いたしました。（4）の重複・頻回受診者等指導事業では、重複・頻回受診者等（対象者 92 名）に対し面談・電話指導を行い、今年度は 2 名の方に指導を実施いたしました。

以上が令和 7 年度（令和 6 年度実績を含む）の特定健診・特定保健指導および重症化予防事業の報告となります。本市といたしましては、今後とも高い健診受診率を維持・向上させるとともに、特に働く世代・若年層へのアプローチと、特定保健指導の更なる終了率向上、重症化予防対策に注力してまいります。報告は以上でございます。

○会長

説明が終わりました。ご質問等ございませんか。次に、ご意見等ございませんか。ないようでしたら、こちらは報告事項ですので、以上で終結します。

以上で本日の議題は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○保険年金課長

会長、ありがとうございました。それでは最後に次第の 4、その他でございます。事務局より連絡事項を申し上げます。

本日ご審議いただきました、令和 7 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び令和 8 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、来る令和 8 年第 3 回清瀬市議会定例会に提案をさせていただきます。

また、先ほど、議題の中でもご説明をいたしましたが、今年度は、国民健康保険税の改定方針について検討していくこととしております。第 2 回目以降のスケジュールにつきましては、本日配布の追加資料、令和 8 年度清瀬市国民健康保険運営協議会日程の通りでございます。委員の皆様におかれましては、大変ご多用の折恐縮でございますが、ご出席をくださいますようどうぞお願い申し上げます。また、国民健康保険税の改定方針を検討するにあたり、8 月 21 日に、市民説明会を開催いたします。市といたしましても、この国民健康保険税の改定を検討するにあたり、市民の皆様に周知し、理解を得ながら進められるよう努めて参ります。なお、当日は、本日の議題の 3 で説明をいたしました、清瀬市国民健康保険の財政状況についてと同様のご説明をする予定でございます。連絡事項は以上でご

ざいます。

それでは以上をもちまして、令和８年度第１回清瀬市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。